

内容

H27 実施状況·評価

垻 目	内 答	H2/ 実施状況・評価
地域福祉推進期間の充 実	・町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進します。	・邑南町地域福祉推進月間を11月11日~12月10日と定め、邑南町総合福祉大会を町老人クラブ連合会・町民生児童委員協議会・町社会福祉協議会・邑南町の4者会議を中心に毎年開催している。 ・社会情勢や地域の実情の変化に伴い、4者会議だけではなく、新たな連携・協働を視野に入れた活動をしていく必要がある。
各福祉週間の充実	・町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人 週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解 を深める活動を進めます。	・各福祉週間については、町広報紙等を通してその実施をPRしている。 ・実施についてPRはしているが、それぞれ理解につながっているのか再検討する必要がある。
連携のとれた福祉教育 の推進	・社会福祉協議会で福祉教育推進連絡協議会を定期的に開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	・福祉教育推進連絡協議会の開催については、各小・中学校全校の参加が困難との事で、個別対応(学校単位)で実施した。(全校による一堂に会しての開催は、働きかけて行くが学校によって困難とのこと)
社会福祉協議会が行う 福祉教育の支援	・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座(手話・点字・擬似体験)を支援します。	・サマーボランティアスクール、あいサポーター運動については、町社協が関係機関の協力を得て実施している。 ・学章・児童を対象としたサマーボランティアスクールや福祉講座(疑似体験、手話・点字・車椅子指導等)を関係機関、小中学校の協力を得て実施する。 ・「あいサボーター運動」については、事業所、自治会等々に働きかけていく。 ・小学校4年生~中学校3年生を対象とした「サマーボランティアスクール」を開催。 ・福祉講座(疑似体験、手話・点字・車椅子指導等)を町内小中学校からの要請を得て実施。
	• 高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。	・障がい者の理解と支援について「あいサポート運動」の啓発に努め、「あいサポーター養成研修会」を事業所、自治会等々に働きかけ実施した。研修会を終えた皆さんから障害に対する理解が深まり効果的であるとの意見が多く聞かれた。引き続き啓発並びに養成研修会を実施して行く。
保育所、学校等が行う 福祉教育の支援	・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい者 の理解の促進が図れるよう支援します。	・各保育所ごとの取り組みとして、高齢者との共同活動、敬老会への参加を行い、郷土料理の伝承、高齢者を大切にする心を育てるよう活動が行われています。 ・高齢者や障がい者との交流、地域学習は、現在各中学校区ごとに作成したふるさと教育全体計画に位置づけられている。今後小・中学校と公民館、教育委員会が定期的に実践交流、意見交換をする会合を開催し、学習の充実を図る。
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	・各小中学校では、生活科や総合的な学習の時間を中心に、交流学習、体験学習を年間計画にもとづいて実施している。 ・今後も高齢者とのふれあいを継続して行えるよう支援します。
	・福祉体験教室(擬似体験、手話等)を支援します。	・町内小・中学校の要請を受けて福祉体験教室(疑似体験・手話・点字指導等)を実施しているが、町内小・中学校すべてではなく対策が必要である。
生涯学習課・公民館が 行う福祉教育の支援	・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	・地域のお宝を後世に語り継ぐためにふるさと学芸員として高齢者が子どもたちにお話をするなど生き甲斐、高齢者の居場所づくりを行った。 ・世代間交流を通じた伝統文化等の伝承について、伝承の場を設定することができなかった。
	・健康増進事業の推進(スポーツ大会、スポーツ講習会) の開催により健康増進の普及を協働して実施します。	・毎月第4土曜日をウォーキングの日とし、一番手軽に取り組めるウォーキングをみなさんに体験してもらい、ウォーキング人口を増やすことを目的に開催。保健課と生涯学習課(公民館)が共同実施しており、連携も深まり、参加者数が年々増加している。
	・ 邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図ります。	・邑南町食育推進計画「生きる力は食卓から」に基づき、学校給食を通して、児童生徒の食への興味関心を高めていくとともに、家庭と連携した食育をめざしている。一朝一夕にはできない取り組みであるので、学校給食だよりや食の学習ノートなどを活用し、継続して食の大切さ、食に関する情報発信を行うよう努めている。 ・引き続き、学校給食の地産地消への取り組みを行いながら、家庭との連携に力を入れて食育の推進を行う。
自治会、地区社協など の地域が行う福祉教育 の支援	・自治会や地区社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。	・「あいサポーター運動」並びに「介護予防」を目的としたいきいきサロンを11地区社会福祉協議会・39自治会等々に働きかけた。 ・併せて直接支援(職員派遣・財政的支援)を実施した。 ・いきいきサロンについては開催回数に地域格差があり対策が必要。
	・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。	これまでの介護予防は、身体機能等の状態によって維持改善を目的とした事業展開をしてきたが、これからは、高齢者が元気に自立した生活が営めるよう、「地域づくりによる介護予防」を展開する必要があることから、H27年度は地域で集まる場を支援するボランティア、「介護予防サポータ」の育成を開始した。今後は、保健課の養成する健康サポートリーダーや、社協の養成する地域福祉サポーター等と、整理統合し、よりボランティアの皆さんが地域で活動しやすい体制づくりにも力を入れていく予定。
<u>人権教育の推進</u> 連携のとれた人権教育 の推進	・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。	・小・中学校と教育委員会、矢上高校、石見養護学校、県高校同和教育専任教員が定期的に集まり、進路保障学社連携協議会を開催している。情報交換をしながら、様々な関係機関が連携して、児童生徒の進路保障の充実に努めている。・学校・公民館との連携により啓発用教材を使った研修会の開催を公民館へお願いしているまた、2作目の教材作成に取り組んでいる。・進路保障学社連携協議会には、今後SSWや教育支援センター指導員などの参加も検討していく。
	・各学校でふるさと教育、ポランティア学習を通して心の 育成と一人ひとりを大切にした学習活動の実践を推進します。	
	・人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権 週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・ 職域等と連携して推進します。	・各学校において、参観日に合わせて、人権集会や人権・同和教育に視点をあてた授業公開を開催している。 ・学校と公民館が連携して地域啓発を行う学習プログラムづくりに昨年度から取り組んでいる。今年度に入って、そのプログラムを使って、地域学習会を開催した地域もある。・邑南町人権講演会開催 ・全12公民館で人権講演会を開催 ・福祉法人、金融機関消防等各事務所での啓発担当者を対象に啓発研修会を開催予定・人権・同和教育地域啓発プログラムは、部落差別の歴史、現存する人権・同和問題について、5種類のものをつくることをめざして作成中である。できたプログラムは、地域での学習会を重ねがら、その都度改善を図っていく。

支援	し心の育成を図れるよう支援します。	 高齢者と保育所園児のふれあい交流会を開催し、高齢者と園児のふれあいにより、高齢者の生きがいづくりが図られた。 地域学校事業により、ワラ草履作りや川遊び、鮎やヤマメのつかみ取りを自治会や公民館役員、子ども育成会と連携して実施。 地域の素材を使っての体験活動を各自治会子ども会を中心に実施した。 通学合宿を自治会組織で運営し、地域教育力の醸成に努めた。
・地区・団体活動の促進 建康づくり活動への促進		
		・食生活の変化や運動不足等により、生活習慣病の方が年々増加し、各ライフサイクルにした生活改善の取り組みを実施する必要がある。具体的には、子どものころからの正しい活習慣の確立、働き盛り世代の方が健診を受診し、健康状態を把握するとともに、生活改に取り組むきっかけづくり、高齢者が健康を維持し、介護予防をおこなうための生活習慣で確立など、それぞれの年代に応じた取り組みを推進していく。・子どもの健康については、保育所・学校・医療機関・地域ボランティアとともに、課題が施策を検討し、保護者への働きかけと子どもたちへの啓発を継続していく。・働きざかり世代の健康づくりは重要な課題であるため、健康長寿おおなん推進会議を母に、職域関係者と検討の場を持ち、各職場ごとの課題に応じた取り組みを支援していく。・高齢者の健康づくりは、介護予防の取り組みを中心に福祉課と連携を図りながら推進しいく。
住民が主体の健康づく りの推進		・近年、ソーシャルキャピタルが注目されており、行政からの働きかけに加えて、住民主の健康づくりも推進し、地域をあげた健康づくりが必要となっている。 ・自治会や集落と連携し、それぞれの地区特性に応じた、健康づくりや介護予防の施策を緒に検討し、自助・共助の仕組みづくりを行う。 ・現在、地域包括ケア体制推進のため、各部署の取組みや、それぞれの地区においてどの。 うな取り組みがされているかを把握・検討しており、その結果をもとに地区特性に応じたサービス提供・自主的な事業展開が図れるよう、支援していく。
公民館単位での健康づ くり活動の推進	・公民館を拠点とし身近な場所で健康づくり活動を推進します。	・全公民館において健康づくり、介護予防を目的とした「高齢者の健康と生きがいづくり!業」を実施している。
	・体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期 的に事業評価や内容の見直しを行います。	・上記の事業について、これまでの事業の振り返りや事業評価を行った結果、各公民館毎その地域に応じた独創的な取り組みがなされてきており、今後もそう言った方向での取りおがより地域づくりにマッチしていると考えられることから、来年度以降は福祉課との介持予防事業の共同実施は一応今年度で終了することとした。
世代間交流の推進 ふれあいサロンの推進	・ 社会复址協議会及び地区社協が由心となり小地域での世	・ 1 1 地区社協、3 9 自治会に対してふれあいサロン活動(世代間・世帯間交流)の働き
	代間交流が促進できるよう支援します。	けを実施した。 (財政支援も実施) ・実践に地域格差が発生しているので具体的な対策が求められる。 ・1 1 地区社協、39自治会に対して更に活動の働きかけを実施して行く。
也区・団体活動の促進 集落(班)・自治会の地	・各自治会で「夢づくりプラン」の策定に取り組み、住民	◆地域説明会を実施し、事業の主旨等理解をいただいているが、新たな動きは今のところ
区活動の促進	自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを推進 します。	
各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主 的な活動が継続できるよう支援に努めます。	・邑南町老人クラブ連合会の事務局支援を通じて、共通の目的である地域福祉推進(福祉まちづくり)活動を促進支援した。「邑智郡ふれあいの会」「邑南町手をつなぐ育成会」の事務局支援を実施した。 ・今後もその支援を継続しながら、団体の活動に協力していく。 ・邑南町老人クラブ連合会の事務局、「邑智郡ふれあいの会」「邑南町手をつなぐ育成会等の事務局支援を実施していく。 老人クラブの会員加入促進活動については、諸対策を講じているにもかかわらず効果(新会員の加入)が少ない。
		・公民館利用者の清掃ボランティア活動は積極的に行われているが情報提供や呼びかけばない。読書ボランティアとして120名の方が参加されており、様々な機会に勧誘している。 ・青・牡年層のボランティア活動に対する参加・理解は合併後極めて難しい状況が続いてる。(社協事務局型) ・ボランティア団体連絡協議会を設置する。 ・ボランティア活動を支援する目的としてボランティア活動的成金を交付した。
ー般企業等のボラン ティア活動の促進	・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、 郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続 とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を 進めます。	
ボランティア団体の横 の連携	・社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。	・ボランティアセンター運営委員会の開催により、合併後の地域の状況に伴い、新たな連絡・連携体制を構築する必要がある。
	・既存のボランティアグループの活動が活性化するよう支援に努めます。	・ボランティア団体連絡協議会を設置する。・登録ボランティア団体に対して活動助成金を交付。
NPO法人の育成支援	・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。	・現在NPO法人は町内に1団体であり、中山間地域の課題解決に努めている。収入面の界と、人材を外部からどう呼び込むかが課題である。 ・総事業費の確保のため、行政からの業務委託に加え、事務代行、農産物の販売、研修育旅行、修学旅行等)等手数料のほか、会費や自主事業(放牧)などの可能性を検討してる。
地域のネットワークづく 公民館の活用	・各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。	・地域の中核として住民の様々な課題や要望を解決するためのネットワークづくりを行った。若者意見の集約が必要。
地域リーダーの育成の 推進	・各機関・団体・組織(自治会・地区社協・公民館等)等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー(ファシリテーター)の育成が図れるよう努めます。	• 自治会やコミュニティ再生プロジェクトと連携をし地域リーダーの育成に努めた。次代担う若いリーダーの育成が必要である。
利用者の個性と権利を サービス利用者の権利	擁護の推進	
	・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会	 権利擁護センターで日常生活自立支援事業と成年後見制度、生活困窮者自立相談支援事を兼務で実施しているが、これ以上の件数を受けられない状況にある。 委託事業となった権利擁護センター事業並びに生活困窮者自立相談支援事業については将来展望を明確にして人員体制の整備等を図る必要がある。

成年後見制度の普及		・権利擁護センターの利用状況は、H28年1月末現在で法人後見受任数が21件、日常生活を持ち、1986年18年では、1986年1月末現在で法人後見受任数が21件、日常生活を対している。
促進	て、代理権を与えられた以下後見入寺が本人を保護する以 年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。	活自立支援事業の契約件数が11件と権利擁護の需要は高まっている。 ・相談件数は月平均82件となっており、中には複雑な相談ケースも多くあり、高齢化率40%を超え、独り暮らしや二人暮らし高齢者が増加している現状を考えると、今後もより一層権利擁護事業を必要とする住民ニーズは増えていくと思われる。
	・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。	 権利擁護センターで日常生活自立支援事業と成年後見制度、生活困窮者自立相談支援事業を兼務で実施しているが、これ以上の件数を受けられない状況にある。 委託事業となった権利擁護センター事業並びに生活困窮者自立相談支援事業については、将来展望を明確にして人員体制の整備等を図る必要がある。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。	・高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間を通じて行っている。
② <u>苦情解決事業の充実</u> サービス事業者が行き 苦情解決	して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援 します。	・介護・福祉サービス提供事業者が利用者等の苦情に対して相談窓口を設置しており苦情や 不満の解決に努めている。
介護相談員派遣事業の 実施	スを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまで	・介護相談員が月2回施設訪問し、利用者の声や相談員の気づきを受入施設へ伝え問題解決に向けたアプローチをしている。場合によっては事務局も同行訪問を行う。三者連絡会では相互理解に努めながらより質の高いサービス提供ができるよう意見交換しあうことができている。
 2)要支援者への対応の)虐待や暴力を防止する		
高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待・暴力の防止	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高	保健医療福祉分野の相談の範囲を超えた専門的、緊急的が必要なケースに対応する目的として高齢者等虐待防止ネットワーク会議を開くこととしている。虐待等の通報はコア会議(個別検討会議)にて対応し、今年度は上記のようなケースは発生していないため開催していない。今後発生した場合は必要に応じて開催していく。
		・児童虐待予防対策については、邑南町要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能強化及び周知を図り、迅速な対応に向けた体制整備を図っています。 ・今後も邑南町要保護児童対策地域協議会実務者会議を定期的に開催し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
	• D V 防止法の理解を促進するために意識啓発 • 広報を行います。	・県から送付されたパンフレットを利用して町民課・各支所窓口及び各公民館での啓発、無線、ケーブルテレビでの啓発を実施している。また「女性に対する暴力をなくす運動」期間には関係機関と街頭活動を行い啓発に取り組んでいる。 ・男女共同参画計画の見直しを平成28年度に行い、DV防止法についての記述を追加し広報・啓発に努めていく。
	・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。	・平成27年度の邑南町への女性相談はO件であるが、相談センターと連携をして、相談に努めている。 ・女性相談について、庁舎内の関係機関や女性相談センターと連携ををして、相談体制を充実させる必要がある。
	・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。	・上位法に基づき、必要が生じた場合、警察と連携を図り対処する
②社会的孤立者対策の推 経済的自立のための3 援策の推進		・相談事業の解決策(伴走型支援)として、また生活困窮者自立相談支援事業の受託により、それぞれ個別に対応したが複合的課題が多く解決に結びにくい。
	 経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。 	・生活福祉資金については、生活困窮等の理由でなく返済不可能となるケースが増加している。(家計のやりくりが下手、返済意識の欠落等) 生活困窮者自立相談支援事業での指導・助言で問題解決には大きな時間と負担がかかっている。・生活福祉資金については、柔軟な対応でなく自立を導く、自立が可能な方等、本来の基準に基づき運用して行く。
		・窓口、訪問対応や介護支援専門員、施設等と連携し、低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯について、社会福祉法人等利用者負担軽減制度及び介護保険利用者負担軽減制度により、低所得者への支援を行っている。
	b ・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、 D 地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を 支援します。	・各地区毎の民生委員会へ出かけて行くなどし、民生委員さんとの連携を密にして、地域で 気になるうつ傾向や閉じこもりがちな高齢者について早期に情報が入手でき、早期に対応し ていくことができるよう今後も努めていきたい。
	・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。	・地域毎の民生委員会に出席し、その地域で閉じこもり・認知機能低下の心配のある方等の情報を出し合い、民生委員と連携し訪問したり必要なサービスにつなげるなど早期に支援していくよう努めている。
	・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。	・基本チェックリストの末返信者に対して、在宅保健師が訪問し医療が必要かどうか、何らかのサービスにつなぐ必要があるか等の状況確認を行うよう計画している。
	・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい	・民生児童委員、地区社協との連携により個別のケースは必要に応じて諸連絡・会議等を実
ワークによる要支援をの把握	当事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。	施して対応した。 ・「個人情報保護」に対しての過剰な反応により、民生児童委員等の関わりが難しくなっていると聞いている。 ・地域住民(共助)の協力体制の構築が求められる。
3 総合的に支える地域(1)情報提供・相談対応(2)		
)情報提供の充実 地域の民生委員・児童 委員による情報提供		・住民の各種相談に対応できるよう、民生児童委員協議会に設置した専門部会(総務企画、 地域福祉、児童福祉)の企画する研修により知識・情報の習得に努めた。
	・世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする 人に対して適切な相談にあたります。	・民生委員が把握する情報と福祉課地域福祉係が整備した「要援護者一覧表」を基に福祉票の整理を行い、要援護者の把握を行った。
子育て等に関する情報提供	8・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所で行います。	・子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、 役場本庁・各支所、子育て支援センター、教育委員会のそれぞれの窓口で、各課の連携を密 にすることで充実した相談体制ができるようにしています。また、各窓口のほか町広報誌、 ホームページ、facebook等を通し、情報提供を行っています。

	・育児についての相談は、地域子育て支援センターが行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をします。	・地域子育で支援センターは瑞穂・東光保育園、石見・東保育所で運営し、定期的な子育で サロンを開催しているほか、社会福祉協議会も独自に子育でサロンを開催しています。サロ ンを通じて子育てに関する相談対応のほか、情報提供を行っています。
ボランティアに関する 情報提供	・ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。	・ボランティア団体の名簿並びに諸活動をファイル管理している。ボランティアセンターで必要なボランティア情報を把握し、個々の団体に発信している。ボランティア活動団体に毎年助成金交付している。(社協)
職業や技能を活用する ための情報提供		・シルバー人材センターの近年の状況として、会員の増計画が見込めないうえに、6月~7月の除草作業依頼が大幅に伸びており、需要・供給が調整できてない。(住民ニーズに応えられてない) ・シルバー人材センター以外で新たな住民ニーズに対応するシステムの開発が求められる。
	・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と 連携して、職業に関する情報を紹介します。	・障がい者の就労を促進するため、邑南町地域自立支援協議会就労支援部会が町内企業の参加・協力を得て、雇用促進連絡会を開催している。 ・町内全域から企業の参加を募り、雇用促進連絡会への参加企業数や業種を増やしていく。 ・相談事業より個別のケースについて就労支援活動を実施した。(社協)
相談対応の充実		
在宅療養・介護を支え る相談窓口の充実	・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。	・ 邑智病院と連携し、町内の医療機関巡りを行って、地域の医療パワーの把握や、地域の現状・課題などについて情報提供していただいた。また、介護保険の事業所の現場スタッフの方に集まっていただいて、介護現場の課題・問題点等について出し合い、今後も定期的に話し合いを持つことについて了解を得た。今後も住み慣れた地域で安心して生活し続けるためにどんな支援が必要か、また気軽に相談ができ、解決に繋がるしくみ・体制づくりに努めていきたい。
	・福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を充 実し迅速な相談対応を図ります。	・日ごろケースを通じて保健課との連携を図ったり、社協とも委託事業を推進していく中で、また幅広い支援を必要とするケースの関わりを通じて情報交換やネットワークの充実に向けての協議を行なうよいうに努めている。今後も各関係課・関係機関と連携を密にして迅速な対応をしていきたい。
日常生活を支える相談 体制	・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。	・相談対応や活動周知のため民生児童委員による訪問活動を継続した。 ・民生児童委員協議会での研修等や支部・地区ごとの委員同士の意見交換では、ケースへの相談・対応方法や援助技術について研鑚を図った。
	・社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。	・町社協に総合相談センターを設置し、様々な相談体制をとっているが、近年の相談内容は複合的・専門的知識が求められ、また解決困難のケースが増加傾向にある。 ・法律相談を年12回開催し、顧問弁護士契約(町社協が)を締結しているので、随時・都度、対応出来る体制である。
	・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、消費者問題についての相談にあたります。	・人権擁護委員による人権相談所を石見・瑞穂・羽須美地域でそれぞれ年4回実施した。 ・消費者問題についての相談受付を町民課及び各支所窓口業務部で行い、7件の相談があった。 ・人権擁護委員による人権相談についての広報・啓発活動を行い、相談しやすい体制づくり
		を図った。 ・消費者問題の発生事例、相談受付についての広報・啓発活動を行い、早期の相談を促し被害を未然に防ぐことが出来た。
高齢者に関する相談体 制	・高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。	・現在、社協や事業所、民生委員等とも個別のケースを通じての対応を通して、関係機関と情報交換を行っている。今後も各機関と連携を取って、迅速な対応をしていく方向である。
障がいのある人の相談 対応	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員を1名ずつ業務委託しており、当事者や家族の方からの相談に当たってもらっている。 ・身体障害者相談員及び知的障害者相談員の研修会等があるが、遠方のため相談員に負担がかかっている。町に参加のための旅費等の予算措置もないので、相談員の情報収集の機会をために研修会等への参加に経費的な配慮が必要である。
	・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。	・町社協の総合相談センター事業、権利擁護センター事業等々で相談対応しているが、複合的困難ケースの増加で短期での解決が困難化傾向にある。・相談機関の整備の次のステップとして「いつでも相談できる関係づくり」が求められる。
	・障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉 ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたり ます。	・サービス等利用計画は、対象者全員の計画書作成が完了している。 ・地域自立支援協議会に連携の窓口を設け調整している。 ・判断が難しいケースについては、随時個別ケース会議を開催し協議・検討している。
児童・生徒に関する相 談対応	・地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任 児童委員が対応します。	・関係機関が連携し児童生徒の相談支援体制の充実に努める。
	・学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。	・島根県事業によりスクールカウンセラーを揺穂地域小学校へ1名、中学校3校へ1名すつ配置し、児童生徒や保護者、教職員に対して相談対応している。・関係機関が連携した一貫した支援体制で取り組むことが必要である。・島根県スクールカウンセラー活用事業を今年度も活用し、3つの中学校と瑞穂小学校に70時間スクールカウンセラーを配置した。瑞穂地域においては瑞穂小学校のSCと瑞穂中学校のSCを地域内の小学校へ派遣した。その他の地域では中学校区内の小学校に必要に応じて派遣を行い、小中学校間の連携できた。また、町単で時間外の予算措置を行い、県配置の時間数で対応できないところや緊急時や学校ごとの諸事情に対応した。学校内での研修会やPTAの研修に講師として参加した。・SSWや町教育支援センターとの連携につとめ、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングや学習支援など行い、児童生徒の支援を行った。
	• 通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。	・小学校1校、中学校1校に通級指導教室を配置し、特別な支援の必要な児童生徒やその保護者の相談に対応している。 ・教育支援センターを設置し、指導心を配置し、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応している。 ・通級指導教室が実施する相談事業に教育相談事業として財政的支援を実施している。 ・引き続き児童生徒の困難さに応じた支援を行い、就学前の児童を含めた児童生徒の保護者の相談に対応した。 ・合同相談会においては通級指導教室の教職員が中心になり相談スタッフとして年間通じて実施し、支援が必要な児童生徒及びその保護者、教員や保育所・園職員等の相談に対応し、相互の連携もとった。 ・就学指導委員会の委員として学校訪問や保護者面談に専門委員として継続して活動した。
	・社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。	・現在年2回(夏休み・冬休み期間中)瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。 ・必要(相談の増)があれば更に瑞穂小学校通級指導教室に財政的支援を実施する。
母子家庭等に関する相 談対応	・福祉事務所に配置されている母子自立相談員が母子家庭 等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。	・邑南町福祉事務所長が保健課と連携のもと、母子・父子家庭の支援を行った。保健師3人が地域ごとの母子・父子自立支援員を兼務し対応している。 ・引き続き対応していく必要があります。

3	域で各種情報を収集する環境の充実		
	(制度横断的) な情報	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。	・社会の要請を確実に捉え、町民大学の講座にテーマとして取り上げ、学習機会の場を提供 している。
		・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出 前講座等を活用して支援します。	・町社協、地域のボランティアと公民館が連携し、サマーボランティアリーダー研修を開催している。 ・通学合宿(口羽、瑞穂・高原・矢上・石見東など)を開催。
		・FTTHの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実を図ります。	・現在、ケーブルテレビ加入率96%を超え、インターネット利用率も36%を超えています。町のからの必要な情報は無線放送にあわせケーブルテレビの音声付の文字放送やおおなんニュースを提供しています。また、高齢者見守りシステムを当初100台導入していますが、現在34台と年々減少しています。利便性、必要性について課題を感じていますが、現在34台と年々減少しています。利用料の軽減については、NHKに準じた減免や高齢・者独居・非課税者に対して減額を行っています。 ・今後、コミュニティチャンネルの放送については、わかりやすく必要とされる番組を制作していきます。高齢者見守りシステムについては、ICT利活用の観点から利用しやすいシステムへの検討を行う必要があります。 町のホームページについては、見やすく情報が伝わりやすいホームページに改修していきます。
) 保健・医療・福祉の連 保健・医療・福祉の連携		
	福祉調整会議の充実	• 福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の共	「E南町福祉調整連絡協議会」により、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、医療機関、 代表者、それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、施策の推進、課題解決 等を行っている。・障害者福祉、医療機関等それぞれの分野で構成機関がほぼ同じ会議が関かれているため、調整会議としてあえて開催する必要性が低い会議もあり、調整が必要となっています。
W.	会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。	・介護支援専門員を支援してそのケアマネジメント力を高めるための支援体制をつくることを目的に毎年研修会を開催しており、地域のケアマネジメント力強化と包括的継続的ケアマネジメントの体制構築のため昨年度からシリーズ化して開催。旬の情報を提供し制度改正に向けた意識統一を図る予定としていたが、「地域丸ごと支え合いチーム」による地区巡りや検討会を優先しており実施できていない状況がありました。 ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行支援の研修会に今年度1名受講。今後は、制度の垣根を越えたケアマネジメント支援の研修会の企画を検討していく必要がある。
	事業者連絡会・地域ケ ア会議等の開催	おいて、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。	・地域包括ケアシステムを構築するために結成した「地域丸ごと支え合いチーム」の活動を通して、保健・医療・福祉・介護職間で連携を深めながら、少しづつ取り組みを進めてきている。
		・保健・医療・福祉・介護・の連携を深めます。	
	ケアマネシメントの充 実	ト機関の連携を図ります。	・高齢者に限定することなく、地域包括支援センターの保健師が障がい者等のケース会議に も参加し調整をしている。・ケアマネジメントに必要な専門スキル獲得のため、介護支援専門員、社会福祉士は専門職
		を図ります。	研修を積極的に受講しスキルアップに努めた。
) 自立した生活ができる:	環境整備の推進 リーの推進と安全性の確保	
•		・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改 築をバリアフリー化に努めます。	・バリアフリー法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー 化を進めている。
		・民間の建物のパリアフリー化に対応するために、建築士 等と協力して相談窓口の設置を検討します。	・バリアフリー法の関係から、島根県及び県央県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。
		・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。	・「長寿社会のずまいづくり」相談員名簿で周知している。
		・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。	・既存の町営住宅については、ストック改善事業を実施している。・新規に建設する町営住宅については、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した設計施工をしている。
	バリアフリーの意識啓 発と相談対応	・町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。	 島根県ひとにやさしいまちづくり条例が制定されている。また、バリアフリーリフォーム助成事業の活用も進みバリアフリー化は定着しつつある。 町の「バリアフリー条例」の制定の要否については検討を要すると思われる。
		関する研修会の開催を図ります。	・要介護認定者に対しては、環境に対するケアマネジメントを行い、本人、家族、住宅改修 業者、介護支援専門員、地域包括支援センター職員立ち会いのもと住宅改修の事前協議を行 うことで、住宅改修業者にも「高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの環 境整備」の視点について共通認識をもっていただくよう努めた。
		・介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り「住まいづくり研究会」の設立を検討します。	・「住まいづくり研究会」の設立は、専門職のネットワークが形成されていないため、設立 に至っていない。
É			・地域における防災・防犯については、自主防災組織が重要な役割を担っている。現在自治会単位で自主防災組織を結成して頂くよう取り組みをしているところであるが、組織率は、71、8%(28組織、H27,10.1時点)に留まっている状況である。今後は全自治会において組織化を行い、その自主防災組織によって災害時要配慮者等に係る取り組みを強化していく必要がある。 ・全自治会において自主防災組織を結成し、行政と地域の連携を図りながら、地域内における高齢者・障がい者を災害から守るための取り組みを推進します。
		・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。	・防火に関する出前講座は、要請があれば随時対応している。 ・普通救命講習については、江津邑智消防組合により、新規に防災士の資格取得をした者 (10名)を対象として2回実施した。 ・各地区や自治会、公民館で主体的に防災訓練や防災に関する講演会等を実施されている。 ・邑南町民防災の日、防災週間には、各地域で防災に関する学習会などが行われた。 ・公民館・地区社協・老人会共催で防災教室を行い「減災」について学習した。 ・今後も引き続き防災意識の高揚を図るため、様々な活動を実施するとともに、主体的な活動に対する支援を実施していく。
		・消費者教育、防犯活動を推進します。	・地域安全推進員、少年補導員と連携し、カーロック運動(調査及び広報)を実施し自動車等の鍵掛けを呼びかけた。・関係機関と連携し活動を行っている。

	・こどもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。	・子ども安全センターの11支部は、校区内の各種団体代表者や地元の有志の方々で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を展開している。 ・また、通学路の点検結果は邑南町交通安全対策協議会通学路安全推進部会において集約し、必要な対策を検討、実施している。
	・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等 が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。	・福祉関係機関との合同訓練や具体的な行動計画については、未だ実施できていない状況である。災害時において効力のある具体的な取り組みが必要。 ・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。
福祉施設等の災害対応 の充実	・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難 訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。	 福祉施設等において、避難訓練等が実際に行われているか把握していない状況である。福祉施設等との連携強化を図る必要がある。 各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。
災害ボランティアの養 成	・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会 福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。	・災害支援ボランティア(機関・団体、個人)を募集して登録手続き中(島根県社会福祉協議会にも登録)である。 ・町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。 ・更にボランティア登録継続活動を実施する。